

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：衛星費 項：保健予防費 目：精神保健費

### 事業名 精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内2544)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,827 千円 (前年度予算額：2,930 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,930	0	0	0	0	0	0	0	2,930
要求額	2,827	0	0	0	0	0	0	0	2,827
決定額									

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

精神障がい者又は精神障がい者を抱える世帯は経済的な基盤が安定せず、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所費用の負担も困難な状況にある。

通所に伴う経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰を促進する。

### (2) 事業内容

市町村が精神障がい者の下記施設等への鉄道等による交通費に対し助成を行った場合に、市長損に対し一定割合を助成する。(岐阜県精神障害者小規模作業所当交通費助成事業実施要綱)

#### (対象施設)

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定社会復帰施設等

#### (対象者)

・精神障害者保健福祉手帳所持者

**(3) 県負担・補助率の考え方**

通所者 1/2、市町村 1/4、県 1/4

身体障がい者、知的障がい者は鉄道運賃の割引があるのに対して精神障がい者は鉄道運賃の割引がない。こうした不利な状況を補うとともに、精神障がい者の地域への移行に資する事業であることから県負担は妥当といえる。

**(4) 類似事業の有無**

無し

**3 事業費の積算 内訳**

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	2,827	
合計	2,827	

**決定額の考え方**

--

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

### (事業内容)

補助事業名	精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 (理由) 市町村が鉄道の利用経費の一部を補助する場合に、県が市町村の負担する経費の一部を補助する。
補助事業の概要	(目的) 精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進 (内容) 精神障がい者の作業所等への通所による交通費助成
補助率・補助単価等	定率 (内容) 精神障がい者が負担した経費の半分の補助する。 (理由) 岐阜県精神障害者小規模作業所等交通費助成事業費補助金交付要綱による。
補助効果	精神障がい者の経済的負担の軽減により社会復帰及び社会参加
終期の設定	終期 4 年度 (理由) 継続的に実施予定であるが、事業内容の見直し時点として設定。

### (事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所等への通所に伴う経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰を促進する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H**)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R4)	達成率
						達成率
①申請に対する各市町村への助成	—	100%	100%	100%	100%	100%

補助金交付実績 (単位：千円)	H30年度	R元年度	R2年度
	2,986	2,778	2,716

### (これまでの取組内容と成果)

令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容と成果を記載してください。</li> <li>市町村が精神障がい者の作業所等への通所による交通費に対し助成を行った場合に、市町村に対し一定割合を助成した。</li> </ul>
	指標① 目標：100% 実績：2,716千円 達成率：100%
令和 3 年度	
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____%

令和 4 年度	
	指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %

**(事業の評価)**

<p>・ <b>事業の必要性</b> (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)  3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価)  3	<p>精神障がい者又は精神障がい者を抱える世帯は、経済的な基盤が安定せず、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所負担も困難な状況にある。したがって、通所に伴う経済的負担を軽減することは必要である。</p>
<p>・ <b>事業の有効性</b> (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)  3：期待以上の成果あり (単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)  2：期待どおりの成果あり (単年度目標100%達成)  1：期待どおりの成果が得られていない (単年度目標50~100%)  0：ほとんど成果が得られていない (単年度目標50%未満)</p>	
(評価)  3	<p>精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所に伴う経済的負担は軽減された。</p>
<p>・ <b>事業の効率性</b> (事業の実施方法の効率化は図られているか)  2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)  2	<p>補助対象者を精神保健福祉手帳による福祉サービスが受けられない交通手段のみに限定することで、事業の効率化を図っている。</p>

**(今後の課題)**

<p>・ <b>事業が直面する課題や改善が必要な事項</b></p> <p>精神障がい者の増加に伴い、助成額そのものは増加を強いられるため、助成額の増加を見越した財源の確保が必要である。  もしくは財源に応じて助成額の割合の見直しを検討していく必要がある。</p>
--

**(次年度の方向性)**

<p>・ <b>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b></p> <p>精神障がい者や精神障がい者を抱える世帯は、経済的に不利な立ち位置にあり、同時に、精神障がい者は増加傾向にあり、公共交通機関を利用して作業所等へ通う人数は今後増加していくと考えられる。そのため、来年度以降も、精神障がい者の作業所等への通所による交通費に対し助成を行った市町村に対し、一定割合を助成することとする。</p>
--